

[1144a] 日本語指導が必要な児童生徒教育研修実施要項

- 1 目的 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育に関し、在籍学校等の学校関係者等が日本語指導や適応指導について協議するとともに、専門的・実践的な研修を通して各学校における指導方法の工夫・改善及び指導力の向上を図る。
- 2 主催 島根県教育委員会
- 3 共催 公益財団法人しまね国際センター
- 4 主管 島根県教育庁教育指導課・島根県教育センター
- 5 期日 令和3年7月2日（金） 9：30～16：30
- 6 会場 出雲合同庁舎7階
(702、703 会議室)
- 7 参加者 ア 日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の教員
(該当学校から必ず1名受講)
※日本語指導が必要な児童生徒とは、
①日本語で日常会話が十分にできない児童生徒。
②日常会話はできても、学習言語が不足し、学習活動に支障が生じている、または生じる可能性がある児童生徒（外国人児童生徒だけでなく、保護者が外国の出身である日本人児童生徒についても配慮すること）。
- イ 今後、日本語指導の研修等が必要になる学校または市町村教育委員会の担当者（指導協力員等を含む）。
- 8 日程
- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 9：00 | ～ | 9：30 | 受付 |
| 9：30 | ～ | 9：40 | 開講行事 |
| 9：40 | ～ | 10：00 | 説明①
「研修の目的・流れについて、令和3年度受入状況調査の概要」
島根県教育庁教育指導課 指導主事 土江 庸介 |
| 10：00 | ～ | 10：30 | 実践発表①（小・中学校）
出雲市教育委員会 指導主事 児玉 佐知子 |
| 10：30 | ～ | 11：00 | 実践発表②（高等学校）
島根県立宍道高等学校 教諭 高橋 良子 |
| 11：00 | ～ | 11：10 | 休憩 |
| 11：10 | ～ | 11：40 | 説明②
「しまね国際センターの事業について」
しまね国際センター 常務理事 高橋 泰幸 |
| 11：40 | ～ | 12：10 | グループ協議
「各学校における受入体制充実のために行うこととその課題」 |
| 12：10 | ～ | 13：10 | 昼食休憩 |

- 13:10 ～ 16:10 講義・演習
『外国人の子どもの日本語指導・学習支援—子どもたちの多様な背景を生かして社会参加を支援する』
東京学芸大学 教授 齋藤 ひろみ
- 16:10 ～ 16:20 振り返り
- 16:20 ～ 16:30 閉講行事

9 その他

- ・ 問診票（当日記入したもの）を受付で提出してください。
- ・ 当日は、昼食用の弁当の注文はありません。
- ・ 申込済みの出席予定者が、病気等やむを得ない事情により出席できなくなった場合には、その旨速やかに教育指導課担当者へ電話または電子メールにて連絡いただくとともに、代理者の出席について配慮をお願いします。代理者が出席できない場合は、欠席届様式第1号（島根県教育センターホームページ掲載）を、教育指導課長あて提出してください。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校からの参加者1名分の旅費は指定旅費対応とし、1名を超える参加者の旅費は一般旅費で対応をお願いします。また、市町村教育委員会からの参加者の旅費は、各市町村教育委員会で対応をお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況等により本研修を中止する場合は、島根県教育センターHPに掲載するとともに、別途メールにて連絡します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、以下の点について、ご理解ご協力をお願いします。

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状または、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合は、研修を欠席する。
- 冷暖房使用にかかわらず、常時または定期的に換気を行うため、体温調節しやすい服装で参加する。
- 咳エチケットを心がけ、マスクを準備し着用する。
- 当日検温した上で研修に参加し、受付時に問診票を提出する。
- 手洗いを励行し、手指消毒をする。
- 密集・密接を避けるため、指定した位置に着席し、近い距離で集まることや互いに手が届く距離での会話や発声を控える。
- 物品の貸し借りはしない。
- 研修終了後は、密集・密接を避け、速やかに帰着する。
- 個人が排出したゴミ等は必ず持ち帰る。

<担当>

島根県教育庁教育指導課
学力育成スタッフ指導主事 土江 庸介
島根県教育センター研究・情報スタッフ
指導主事（兼）企画幹 高田純子
TEL 0852-22-5421 FAX 0852-22-6026
E-mail tsuchie-yosuke@edu.pref.shimane.jp